

令和元年度における行政機関及び独立行政法人等の 情報公開法の施行の状況について（概要）

令和3年2月
総務省行政管理局

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

令和元年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・国の行政機関（48機関）
- ・独立行政法人等（193法人）

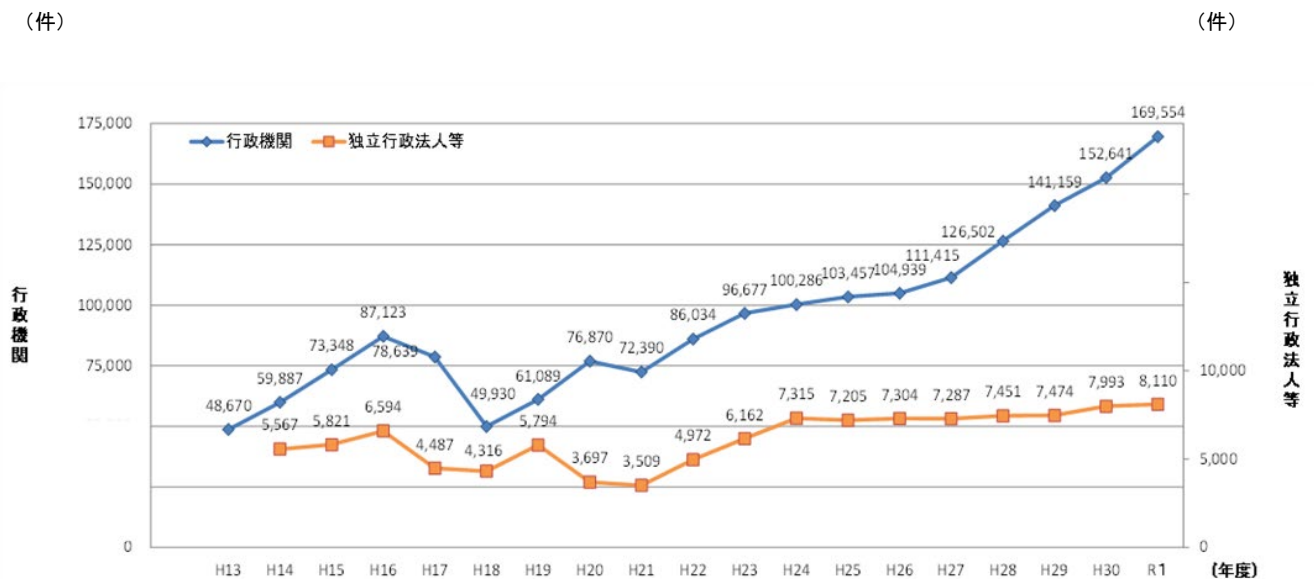
○ 対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの状況について、令和2年3月31日現在で調査

1 開示請求の件数

令和元年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では169,554件、独立行政法人等では8,110件となっている。

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	令和元年度	平成30年度
法務省	96,102	82,994
国土交通省	35,651	35,878
厚生労働省	12,506	10,964
人事院	5,380	5,447
国税庁	3,938	3,940
その他	15,977	13,419
計	169,554	152,642

独立行政法人等	令和元年度	平成30年度
国民生活センター	2,889	2,564
医薬品医療機器総合機構	1,241	1,381
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	765	754
日本年金機構	652	649
水資源機構	380	365
その他	2,183	2,280
計	8,110	7,993

2 開示決定等の件数

令和元年度には、行政機関では、160,546件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定。以下同じ。）は156,683件（97.6%）、不開示決定は3,863件（2.4%）となっている（以下「開示決定」と「不開示決定」をまとめて「開示決定等」という）。また、開示決定のうち、全部を開示する決定が39,815件（24.8%）、一部を開示する決定が116,868件（72.8%）となっている。

独立行政法人等では、7,972件の決定がされ、このうち、開示決定は7,315件（91.8%）、不開示決定は657件（8.2%）となっている。また、開示決定のうち、全部を開示する決定が3,985件（50.0%）、一部を開示する決定が3,330件（41.8%）となっている。

なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された（公益裁量開示）例はみられなかった。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関では4,993件（3.2%）、独立行政法人等では84件（1.1%）となっている。

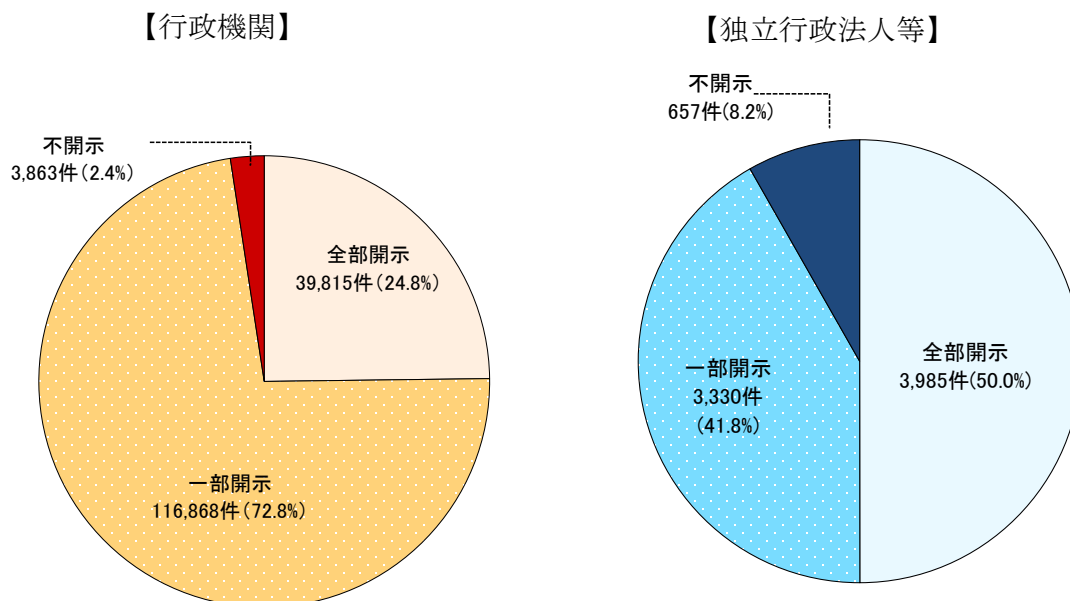
(単位：件、%)

		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
				全部を開示	一部を開示			
行政機関	令和元年度	160,546 (100)	156,683 (97.6)	39,815 (24.8)	116,868 (72.8)	0 (0.0)	4,993 (3.2)	3,863 (2.4)
	(参考) 平成30年度	138,852 (100)	135,795 (97.8)	40,626 (29.3)	95,169 (68.5)	0 (0.0)	3,980 (2.9)	3,057 (2.2)
独立行政法人等	令和元年度	7,972 (100)	7,315 (91.8)	3,985 (50.0)	3,330 (41.8)	0 (0.0)	84 (1.1)	657 (8.2)
	(参考) 平成30年度	7,525 (100)	6,883 (91.5)	3,407 (45.3)	3,476 (46.2)	0 (0.0)	289 (4.2)	642 (8.5)

(注) 1 構成比は、「(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし」については「開示決定(小計)」を母数とし、それ以外のものについては「開示決定等(計)」を母数とする。

2 上記「決定」の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

○ 開示決定の割合



3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の部分について60日以内に開示決定等をした上で、残りの文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとする期限の特例が設けられている（期限の特例を適用した場合、残りの文書に係る開示決定等期限を開示請求者に通知）。

令和元年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に決定がされたものの割合は、行政機関が100.0%、独立行政法人等が99.9%となっている。

(単位：件、%)

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの（法第10条第2項）		期限の特例規定を適用したもの（法第11条）		合計		
		期限内に決定がされたもの（a）	期限を超過したもの（b）	期限内に決定がされたもの（c）	期限を超過したもの（d）	期限内に決定がされたもの（e）	期限を超過したもの（f）	期限内に決定がされたもの（a+c+e）	期限を超過したもの（b+d+f）	
行政機関	令和元年度	160,546 (100)	146,538 (91.3)	51 (0.0)	10,290 (6.4)	6 (0.0)	3,653 (2.3)	8 (0.0)	160,481 (100)	65 (0.0)
	(参考) 平成30年度	138,852 (100)	126,230 (90.9)	18 (0.0)	8,430 (6.1)	21 (0.0)	4,150 (3.0)	3 (0.0)	138,810 (100)	42 (0.0)
独立行政法人等	令和元年度	7,972 (100)	6,499 (81.5)	3 (0.0)	975 (12.2)	3 (0.0)	490 (6.1)	2 (0.0)	7,964 (99.9)	8 (0.1)
	(参考) 平成30年度	7,525 (100)	5,704 (75.8)	5 (0.0)	1,018 (13.5)	12 (0.2)	777 (10.3)	9 (0.1)	7,499 (99.7)	26 (0.4)

○ 期限を超過したもの（行政機関別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
内閣府	5	1	1
金融庁	1	0	0
復興庁	1	0	0
総務省	5	0	0
法務省	37	1	0
財務省	0	0	2
国税庁	2	0	0
林野庁	0	1	0
国土交通省	0	1	1
環境省	0	2	0
会計検査院	0	0	4
計	51	6	8

（注） 「特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの」に係る会計検査院（4件）については、同院が他の行政機関から法第12条に基づく事案の移送を受けた時点において、既に通知した期限を超過していたものである。

○ 期限を超過したもの（独立行政法人等別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
医療品医療機器総合機構	1	0	1
地域医療機能推進機構	1	0	0
東京大学	0	1	1
大阪大学	0	1	0
山口大学	0	1	0
日本司法支援センター	1	0	0
計	3	3	2

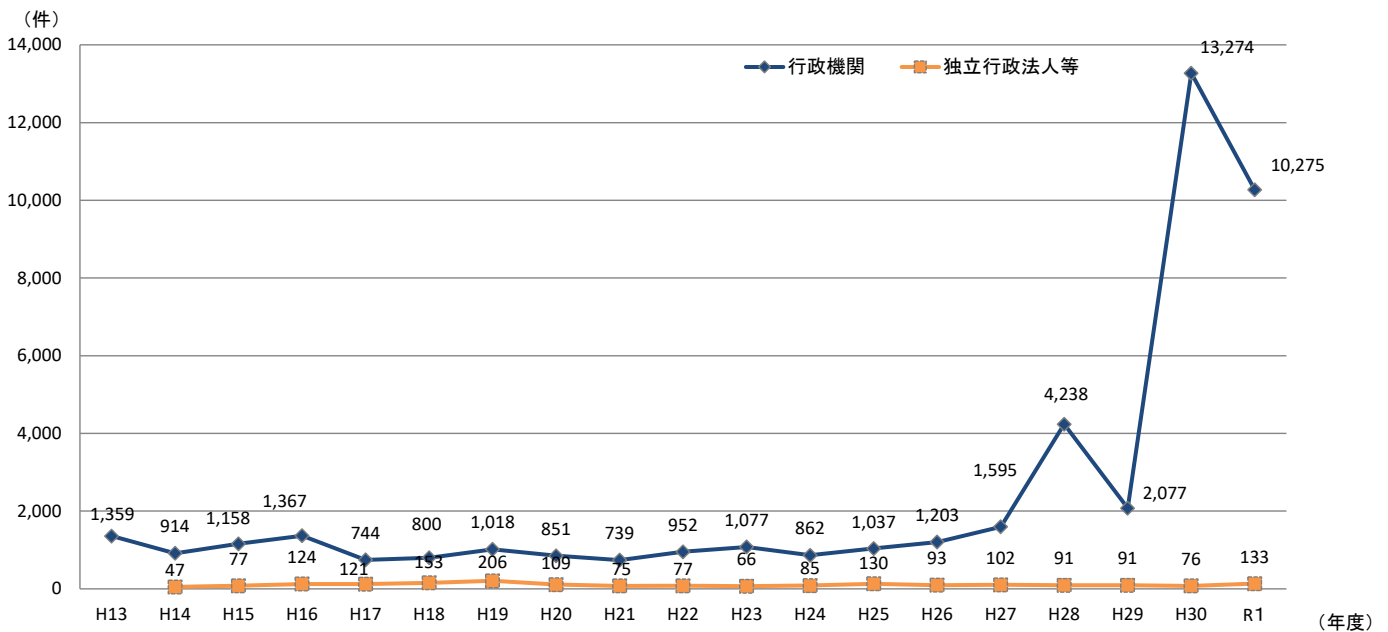
4 審査請求

(1) 審査請求件数

開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長及び独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

令和元年度にされた審査請求の件数は、行政機関では10,275件、独立行政法人等で133件となっている。

○ 審査請求件数の推移



(注) 令和元年度、平成30年度及び28年度は、特定の行政機関に対し、不作為に係る審査請求が多数行われたことにより、行政機関全体として審査請求件数が他年度と比べ多くなっている。

(2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、審査請求後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととしている。

令和元年度に審査会に諮問した事案について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間は以下のとおりである。

(単位：件、%)

	計	90日超
行政機関	756 (100)	304 (40.2)
(参考) 平成30年度	757 (100)	216 (28.5)
独立行政法人等	119 (100)	15 (12.6)
(参考) 平成30年度	70 (100)	5 (7.1)

○ 90日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
内閣官房	7	地域医療機能推進機構	2
法務省	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1
出入国在留管理庁	7	東京学芸大学	7
外務省	72	新潟大学	3
財務省	1	大阪大学	2
厚生労働省	81	計	15
特許庁	80		
国土交通省	5		
防衛省	50		
計	304		

② 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、審査会の答申後に行う裁決についても、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内に行い、その他の事案にあつては特段の事情のない限り60日以内に行うこととしている。

審査会の答申を受けて令和元年度に裁決をした事案について、答申を受けてから裁決するまでの期間は以下のとおりである。

(単位：件、%)

	計	60日超
行政機関	761 (100)	132 (17.3)
(参考) 平成30年度	551 (100)	72 (13.1)
独立行政法人等	85 (100)	4 (4.7)
(参考) 平成30年度	78 (100)	1 (1.3)

○ 60日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
内閣府	2	東京学芸大学	2
法務省	2	新潟大学	2
外務省	27	計	4
財務省	2		
厚生労働省	6		
防衛省	93		
計	132		

③ 審査請求の内容が認められたもの等の状況

審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問した上で、裁決をすることとされており、審査請求の内容が認められたもの（認容）、一部が認められたもの（一部認容）、認められなかったもの（却下・棄却）の件数及び割合は、それぞれ以下のとおりである。

(単位：件、%)

	裁決の件数	認容	一部認容	却下・棄却	その他
行政機関	11,139 (100)	68 (0.6)	231 (2.1)	10,840 (97.3)	0 (0.0)
(参考) 平成30年度	2,375 (100)	46 (1.9)	106 (4.5)	2,216 (93.3)	7 (0.3)
独立行政法人等	104 (100)	15 (14.4)	26 (25.0)	63 (60.6)	0 (0.0)
(参考) 平成30年度	83 (100)	22 (26.5)	32 (38.6)	28 (33.7)	1 (1.2)

(注)「その他」は審査会に諮問をした後に、原処分庁が原処分を取消し又は変更したが、諮問を取り下げず、答申を経て、審査請求の利益が消滅したことをもって却下したもの等である。

5 訴訟

令和元年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では9件、独立行政法人等では4件となっている。

○ 訴訟（新規提訴）件数の推移

